



工藤建設株式会社

第55期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年9月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

開催場所

神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
工藤建設株式会社 本社

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 吸収分割契約承認の件

株主総会にご出席される株主さまへのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

書面（議決権行使書）及び
インターネットによる議決権行使期限

2026年9月24日（木）
午後5時30分まで

法令及び当社定款第16条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

企業理念



- 私たちは、住まいを通して、人々の豊かな生活舞台を創造します。
- 私たちは、常に時代を読み、新しい市場・技術・サービスを開発し、フローレンスブランドを確立します。
- 私たちは、全てのステークホルダーの期待を裏切らないよう全力を尽くします。

ごあいさつ

お客様の感動を 創造する企業を目指して

代表取締役社長 藤井 研児



株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの「令和8年熊本地震」により被災されました皆様、ならびにそのご家族の皆様にお心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

ここに第55期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は1966年（昭和41年）に創業した工藤浄水工業所を前身とし、横浜市青葉区で第一歩を踏み出しました。そして本年、創業60年という大きな節目を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様、地域の皆様の温かいご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

創業以来、当社は「地域に必要とされる企業でありたい」という思いを企業活動の原点としてまいりました。社会環境やお客様のニーズが大きく変化する中であっても、その理念は変わることなく、社員一人ひとりが地域やお客様にとって何が必要かを考え、挑戦を続けております。

今後も建設・土木事業をはじめ、不動産事業や介護事業を含むグループの総合力をさらに高め、品質とサービスの向上に努めてまいります。そして60年の歴史の中で培ってきた信頼を礎に、「この会社があったよかった」と感じていただける企業であり続けられるよう、これからもより一層努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年9月

証券コード 1764
2026年 9月 9日
(電子提供措置の開始日2026年9月3日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
工藤建設株式会社
代表取締役社長 藤井 研児

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第55期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kudo.co.jp/ir/general-meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード(1764)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月24日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年 9月25日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時15分)
2. 場 所 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
工藤建設株式会社 本社: 地下会議室 フローレンスホール

(ご案内図を裏表紙に記載いたしましたのでご参照ください。)

3. 目的事項
- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 1. 第55期(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 吸収分割契約承認の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
〔連結計算書類〕 連結株主資本等変動計算書・連結注記表 〔計 算 書 類〕 株主資本等変動計算書・個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会
開催日時

2026年9月25日(金曜日)午前10時(受付開始：午前9時15分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権
行使期限

2026年9月24日(木曜日)午後5時30分到着分まで

◎議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに議決権を行使ください。

議決権
行使期限

2026年9月24日(木曜日)午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の
議決権行使サイトにて
各議案に対する賛否を
ご入力ください。

インターネット等による議決権行使期限

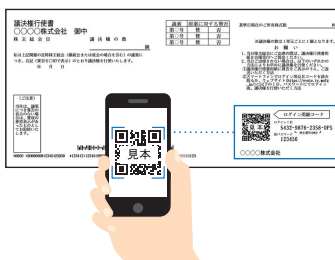
2026年9月24日(木曜日)午後5時30分入力完了分まで

※ただし、毎日午前2時半から午前4時半まではお取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログイン ID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

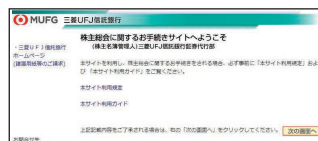
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

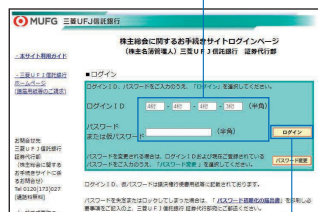
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログイン ID・仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 **0120-173-027**

(通話料無料／受付時間 午前9：00～午後9：00)

ご注意事項

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき 金 127円
総額 158,278,068円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

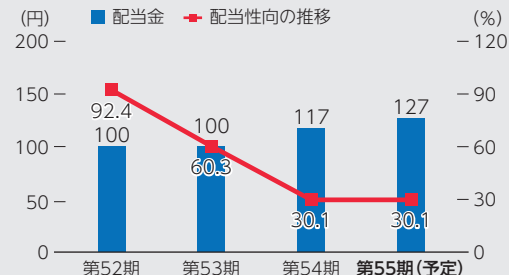
2026年9月28日（月曜日）

〈ご参考〉

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、将来の成長に向けた投資に必要な内部留保を確保しつつ、より安定的かつ業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。具体的には、業績にかかわらず安定的な配当を実施する観点から、純資産配当率(DOE)2.5%を配当の下限水準といたします。その上で、純資産配当率を2.5%とした場合の配当総額と、配当性向30%とした場合の配当総額のうち、いずれか大きい値を配当総額の基準として、各事業年度の利益状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針といたします。

● 配当金/配当性向の推移



第2号議案 取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役平沼義幸氏が辞任いたします。つきましては、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

● 略歴

候補者



いし かわ まなぶ
石川 学

新任

社外

独立

1987年 4 月 株式会社横浜銀行入行
2014年 4 月 同 執行役員営業本部副本部長 営業統括部長
2018年 4 月 同 常務執行役員地域戦略部副担当 川崎地域本部長
2019年 4 月 同 常務執行役員川崎地域本部長 営業本部副本部長
2020年 5 月 同 顧問
2020年 6 月 同 退任
2020年 6 月 株式会社産業貿易センター代表取締役社長(現任)
2023年 6 月 オーケー株式会社社外監査役(現任)

● 地位

—

● 担当

—

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石川学氏は、株式会社横浜銀行の執行役員を務められ、金融・財務に関する高度な知見と企業経営に関する豊富な経験を有しており、事業会社の代表取締役及び監査役としての経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化及び企業価値向上への貢献を期待し、社外取締役候補者としていたしました。

生年月日

1963年5月9日生

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

株式会社産業貿易センター
代表取締役社長

所有する当社の株式数

一株

取締役就任期間

一年

取締役会出席状況

一回

- (注) 1. 新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 石川学氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
4. 石川学氏が新たに取締役に選任された場合、会社法第427条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定としております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。なお、候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】

取締役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役の有する主な知識・経験・能力等を一覧にしたスキル・マトリックスは以下のとおりです。

氏名	性別	地位	各取締役が有するスキル等						
			企業経営	建設	介護	不動産	財務・会計	人事・労務	法務・コンプライアンス
工藤 英司	男	代表取締役会長	○	○					
藤井 研児	男	代表取締役社長	○	○	○	○	○		
工藤 隆晃	男	常務取締役		○		○			
中山 仁	男	取締役		○		○			
白坂 義道	男	取締役	○			○	○		
後藤 斉由	男	取締役	○			○	○		
工藤 隆司	男	取締役	○	○		○	○		
鴨下 香苗	女	社外取締役（独立）						○	○
石川 学	男	社外取締役（独立）	○				○		

第3号議案

吸収分割契約承認の件

当社は、2027年1月1日（予定）を効力発生日として、吸収分割の方式による会社分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、その準備を円滑に行うために設立された当社の完全子会社であるフローレンスケア株式会社（以下、「承継会社」といいます。）に対し、当社の介護事業に関する権利義務を承継させる吸収分割契約を2026年8月28日に締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

1. 吸収分割を行う理由

当社グループの事業は、建設部門及び介護部門に大別されます。建設部門においては、不動産事業及び土木事業を営む子会社の取得等により事業領域の拡大を進めてまいりました。また、介護部門においても、2003年12月の事業開始以降、介護施設の譲渡・譲受を通じて事業基盤の拡充を進めております。

本吸収分割は、事業特性、必要とされるノウハウ及び人材が大きく異なる建設事業と介護事業について、それぞれ独立した経営体制のもとで運営することにより、各事業における経営資源の適切な配分を進めるとともに、採算管理及び課題認識の明確化を図り、迅速かつ機動的な意思決定を実現することを目的とするものです。

本吸収分割後は、各事業における成長戦略の遂行を一層推進し、収益力の強化及び経営効率の向上を図ることで、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

工藤建設株式会社（以下「甲」という。）とフローレンスケア株式会社（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日において甲の営む介護事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第3条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：工藤建設株式会社

住所：神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：フローレンスケア株式会社

住所：神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

第3条（承継する権利義務）

1. 本件分割において、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、乙に承継されるものとする。
2. 甲の乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際して、新たに普通株式580株を発行し、その全てを甲に割当て交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙の、本件会社分割の効力発生日における資本金額及び準備金額等の増加額は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(1) 資本金	金 29,000,000円
(2) 資本準備金	金 0円
(3) 利益準備金	金 0円

第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年1月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上でこれを変更することができる。

第7条（分割承認決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、本契約および本件分割に関して必要な事項についてそれぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降も、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理）

本契約締結後、効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第10条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合その他本件会社分割に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める分割の条件を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本契約の締結について甲の株主総会の承認が得られないときまたは法令に定める関係官庁等の承認を得られないときは、その効力を失うものとする。

第12条（本契約に定める無い事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年8月28日

- (甲) 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
工藤建設株式会社
代表取締役社長 藤井 研児 ㊞
- (乙) 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
フローレンスケア株式会社
代表取締役 藤井 研児 ㊞

別紙

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に関して属する次の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2026年6月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

① 預金

7億円

② 本件事業に係る現金、未収入金、貸付金、その他一切の流動資産(ただし、①に記載の預金を除く。)

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に係る建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、工具器具備品、その他一切の有形固定資産

② 無形固定資産

本件事業に係るソフトウェア、電話加入権、その他一切の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本件事業に係る貸付金、差入保証金、その他一切の無形固定資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に係る未払金、未払費用、前受金、その他一切の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に係る預り保証金、その他一切の固定負債

3. 知的財産権

本件事業に係る、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他一切の知的財産権及びノウハウ

4. 契約上の地位

本件事業に係る入居契約、通所介護契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5. 雇用契約等

本件事業に属する従業員（正社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

6. 許認可等

本件事業に関して甲が有し、または具備する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際し、新たに普通株式580株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

承継会社は当社の完全子会社であり、かつ、本吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全てが当社に割当交付されるところ、承継会社が交付する株式数については、当社と承継会社との間で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

② 資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容および当社から承継する資産および負債に照らして、相当であると判断しております。

資本金	29百万円
資本準備金	0円
利益準備金	0円

(2) 新株予約権の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 承継会社の計算書類等に関する事項

承継会社は、2026年7月1日に設立された会社であり、最初の事業年度が終了していませんため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の設立の日における貸借対照表の内容は、以下のとおりであります。

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 現金及び預金	1百万円	(純資産の部) 資本金	1百万円
資産合計	1百万円	負債・純資産合計	1百万円

- (4) 承継会社の設立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
- (5) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
- (6) 本吸収分割の効力発生日以降における当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項
当社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本吸収分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題がないと判断しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境が個人消費を下支え、緩やかな成長局面が続いております。一方で、中東情勢を主因としたエネルギー価格の変動を含めた物価上昇による消費者マインドへの影響、日銀の金融正常化による金利上昇等、景気の先行きに影響を及ぼすリスクには引き続き留意が必要な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資及び建設投資が底堅く推移しており、受注環境は良好な状況が続いております。一方で、人材不足や資材価格・労務費の上昇が継続しており、依然として厳しい環境が続いております。なお、住宅建設は、物価上昇や住宅価格の高騰、金利動向の影響等を背景に、新設住宅着工戸数は弱含みで推移しており、引き続き市場動向を注視すべき状況が続いております。

不動産業界（当社グループの建物管理事業、不動産賃貸・仲介・売買事業等）におきましては、都市部を中心に賃貸需要や投資需要は底堅く推移しておりますが、比較的景気動向の影響を受けにくいことから、管理戸数、入居率、賃料水準はいずれも堅調に推移しております。

介護業界におきましては、高齢化の進展に伴い介護サービス需要が拡大しております。一方で、介護人材不足、人件費の上昇及び物価高騰によるコスト増加に加え、業務効率化への対応が経営上の大きな課題となっております。このような環境のもと、DX・ICTの活用による業務効率化、介護負担の軽減及び生産性向上に取り組んでおります。

このような情勢の中、当社グループは、2024年度を初年度とする中期経営計画において「収益力の強化」、「人財力の強化」、「サステナビリティの推進」の各施策を推進しております。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高246億19百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益9億44百万円（前年同期比46.0%増）、経常利益8億91百万円（前年同期比44.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億25百万円（前年同期比8.8%増）となりました。

●業績ハイライト

売上高	246億19百万円	営業利益	9億44百万円
経常利益	8億91百万円	親会社株主に帰属する 当期純利益	5億25百万円

●セグメントごとの経営成績

<建設事業>

売上高は、完成工事の増加により、150億8百万円（前年同期比16.6%増）となり、営業利益は11億9百万円（前年同期比43.3%増）となりました。主な内訳として、建設部門の売上高は93億29百万円（前年同期比20.0%増）、営業利益は6億93百万円（前年同期比55.5%増）、住宅部門の売上高は40億84百万円（前年同期比0.5%減）、営業利益は3億52百万円（前年同期比7.7%増）となりました。

<不動産事業>

売上高は、建物管理業務による管理費改定や取引増加及び不動産仲介の取引増加により、33億53百万円（前年同期比4.5%減）となり、営業利益は3億5百万円（前年同期比47.8%増）となりました。

<介護事業>

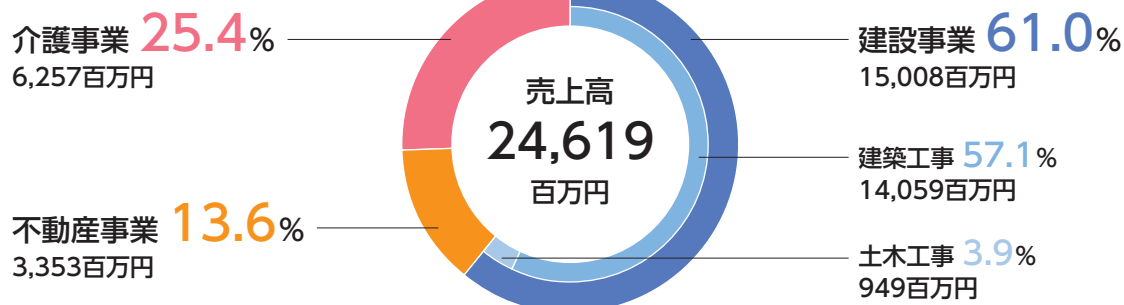
売上高は、入居率の向上により、62億57百万円（前年同期比2.3%増）となり、営業利益は2億55百万円（前年同期比18.0%減）となりました。

●当連結会計年度の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

部 門		前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	次連結会計年度繰越高
建設事業	建築工事	15,600	13,438	14,059	14,979
	土木工事	20	934	949	6
	小 計	15,620	14,373	15,008	14,985
不動産事業				3,353	
介護事業				6,257	
合計		15,620	14,373	24,619	14,985

●セグメント別売上高構成比



2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、リースを含めて273百万円であります。主なものは、当社の工具器具備品85百万円、連結子会社の土地98百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

わが国経済は、賃上げや経済対策により緩やかに回復しているものの、物価高、金利上昇、海外情勢の不安定化などにより、先行きは不透明です。このような中、企業にはコスト上昇への対応と生産性向上による持続的な成長が求められております。

建設業界では、建設資材の高騰、労働環境の整備が課題となっているほか、技術者や技能労働者の高齢化、若手人材の不足により、人手不足が深刻化しております。不動産業界では、人口減少や世帯構成の変化により地域ごとの需要差が広がり、管理物件の老朽化や修繕費増加への対応も課題となっております。

介護業界では、介護サービスの需要が増える一方で、人材確保がますます難しくなっております。処遇改善や職場環境の整備に加え、DX・ICTの活用による業務負担の軽減と生産性向上が重要な課題です。

各業界においては、今後の持続的な発展に向けて、生産性向上や人材確保に向けた取り組みが不可欠であります。当社グループはこのような環境のもと、持続的な成長を確実なものとし、安定的に収益を確保すべく、以下のとおり事業展開を図ってまいります。

①建設部門

建設部門は、受注機会の拡大と収益力の向上に取り組むとともに、建設事業と住宅事業の強みを活かした提案力を強化してまいります。また、デジタル化による業務効率化や情報活用の推進を図るとともに、人財育成、組織力向上、安全・品質管理の徹底に努めてまいります。さらに、環境に配慮した建築提案や省エネルギー化を併せて推進してまいります。

②不動産部門

不動産部門は、子会社との連携を強化し、管理戸数及び募集管理物件の拡大に取り組んでまいります。また、工事・保守業務の内製化による収益力向上、大規模改修の推進、賃料・管理手数料の適正化を進めるとともに、空室対策やオーナー満足度の向上を図ってまいります。さらに、管理物件のLED化等の環境配慮型施策や人財育成を推進してまいります。

③介護部門

当社グループの組織再編により、2027年1月に介護事業を分社化し、経営の集中と効率化を図ってまいります。運営する介護付き有料老人ホームにおいては、「確かな介護品質」、「きめ細かなりハビリティーション」、「安心の医療体制」、「こだわりの住環境」を提供し、サービスの向上、入居者数の増加、稼働率の維持・向上により一層取り組んでまいります。

全体として、次期は「安定的に利益を創出する事業基盤の構築」と位置づけした2024年度を初年度とする中期経営計画の最終年度になります。人的資本への投資を重要な経営課題と位置付け、採用力の強化、人材育成及び処遇改善を推進するとともに、ICT・AI等のデジタル技術を活用した業務改革を進め、生産性の向上を図ってまいります。さらに、労働環境の改善や働きやすい職場づくりを継続的に取り組み、持続的な成長と企業価値向上の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	第52期 (2023年6月期)	第53期 (2024年6月期)	第54期 (2025年6月期)	第55期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
受 注 高 (百 万 円)	—	—	14,144	14,373
売 上 高 (百 万 円)	—	—	22,497	24,619
経 常 利 益 (百 万 円)	—	—	616	891
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	—	483	525
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	388.66	422.39
総 資 産 (百 万 円)	—	—	16,970	21,886
純 資 産 (百 万 円)	—	—	5,379	5,919

- (注) 1. 第54期より連結計算書類を作成しているため、第53期以前の各数値については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の計算については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社への 持株比率	主要な事業内容
株式会社トップ	10,000千円	45.2%	不動産業

(注) 当社は親会社から兼務役員の派遣を受けております。

(2)子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社日建企画	10,000千円	100.0%	賃貸仲介業務や売買仲介業務、賃貸業務等の不動産業
株式会社松下工商	20,000千円	100.0%	土木事業及び公共事業

(注) 1. 2025年7月1日付で、株式会社松下工商の株式を取得して連結の範囲に含めております。
2. 当社の取締役が各子会社の代表取締役を兼任しております。

7. 主要な事業内容 (2026年6月30日現在)

当社グループの主な事業内容は次のセグメントの通りであります。

事 業 区 分	事 業 内 容
建 設 事 業	建設・土木工事の設計・施工・監理及び請負、戸建住宅の設計、施工及び請負を行っております。なお、子会社である㈱松下工商及び関連会社である㈱東洋リースの2社が関連業務を行っております。
不 動 産 事 業	建物の保守点検・管理事業・家賃収納代行など建物総合管理業務並びに賃貸業務、不動産売買を行っております。また、賃貸事業に付帯する管理等、不動産売買の仲介等の業務については、子会社である㈱日建企画が行っております。
介 護 事 業	介護保険法に基づく高齢者向け介護事業のうち、主に介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）の運営を行っております。

8. 主要な事業所・営業所（2026年6月30日現在）

(1) 当社

本社	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	[建設事業部・住宅事業部・介護事業本部]
支店	東京支店(東京都港区)	[建設事業部]
営業所	港北ニュータウン営業所(横浜市都筑区)	[建物管理事業部]
介護施設	≪神奈川エリア≫ フローレンスケア美しが丘(横浜市青葉区) フローレンスケア港南台(横浜市港南区) フローレンスケア横浜森の台(横浜市緑区) フローレンスケア溝の口(川崎市高津区) フローレンスケア武蔵小杉(川崎市中原区) フローレンスケア川崎大師(川崎市川崎区) フローレンスホーム洋光台(横浜市磯子区) ≪東京エリア≫ フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘(東京都府中市) フローレンスケア荻窪(東京都杉並区) フローレンスケア調布(東京都調布市)	フローレンスケアたまプラーザ(川崎市宮前区) フローレンスケア宿河原(川崎市多摩区) フローレンスケア宮前平(川崎市宮前区) フローレンスケアたかつ(川崎市高津区) フローレンスケア鎌倉(鎌倉市) フローレンスケア芦花公園(東京都世田谷区) フローレンスケア千鳥町(東京都大田区)

(2) 子会社

・株式会社日建企画

本社 港北ニュータウン本店(横浜市都筑区)

・株式会社松下工商

本社 川崎市多摩区

事業所 川崎市麻生区

9. 従業員の状況（2026年6月30日現在）

(1)企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設事業	177名	+31名
不動産事業	70名	+1名
介護事業	524名	±0名
全社（共通）	27名	+4名
合計	798名	+36名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等）は、含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員が前連結会計年度に比べて増加した主な理由は、2025年7月1日付で株式会社松下工商を連結子会社化したためであります。

(2)当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
745名	+12名	43.9歳	7.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等）は、含んでおりません。
3. 平均年齢・平均勤続年数は、派遣・出向社員は除いております。

10. 主要な借入先（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	6,679 百万円
株式会社きらぼし銀行	1,171 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	560 百万円
株式会社りそな銀行	300 百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2027年1月1日（予定）をもって吸収分割により2026年7月1日に設立した100%子会社のフローレンスケア株式会社に当社の介護事業を承継させます。会社分割の詳細につきましては、本株主総会議案の株主総会参考書類 第3号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおりであります。

2 会社の株式に関する事項(2026年6月30日現在)

1.発行可能株式総数	4,400,000株
2.発行済株式の総数	1,246,284株（自己株式 84,936株を除く）
3.株主数	1,153名
4.大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 ト ッ プ	564,100 株	45.26 %
武 笠 清 一 郎	55,200 株	4.42 %
株式会社MOMOコーポレーション	39,700 株	3.18 %
株 式 会 社 横 浜 銀 行	39,100 株	3.13 %
工 藤 英 司	35,614 株	2.85 %
工 藤 建 設 従 業 員 持 株 会	35,380 株	2.83 %
工 藤 桂	33,600 株	2.69 %
川 本 工 業 株 式 会 社	18,060 株	1.44 %
株 式 会 社 吉 永 商 店	16,300 株	1.30 %
戸 田 建 商 株 式 会 社	12,820 株	1.02 %

(注) 1. 自己株式84,936株を保有しておりますが、大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式（84,936株）を控除して計算しております。

5.当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2024年9月27日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2025年9月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年10月24日付で当社の取締役（社外取締役を除く）6名に対し普通株式5,610株の処分を行っております。

6.その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項（2026年6月30日現在）

1.取締役及び監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職状況
工 藤 英 司	代 表 取 締 役 会 長	株式会社トップ 取締役
藤 井 研 児	代 表 取 締 役 社 長	
工 藤 隆 晃	常 務 取 締 役	
中 山 仁	取 締 役	建設本部長兼建設事業部長
白 坂 義 道	取 締 役	総合企画室長兼経営管理部担当 株式会社松下工商 代表取締役
後 藤 斉 由	取 締 役	建物管理事業部長 株式会社日建企画 代表取締役
工 藤 隆 司	取 締 役	株式会社トップ 取締役
平 沼 義 幸	取 締 役	
鴨 下 香 苗	取 締 役	Utops法律事務所 代表弁護士
庄 司 盛 弘	常 勤 監 査 役	
苔米地 邦 男	監 査 役	苔米地邦男税理士事務所 代表
水 上 亮比呂	監 査 役	水上亮比呂公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役平沼義幸氏及び鴨下香苗氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役平沼義幸氏及び鴨下香苗氏を、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。
3. 監査役苔米地邦男氏及び水上亮比呂氏は、社外監査役であります。
4. 社外監査役苔米地邦男氏及び水上亮比呂氏を、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。
5. 社外監査役苔米地邦男氏は税理士、また、社外監査役水上亮比呂氏は公認会計士であり、ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 鴨下香苗氏は、2025年9月26日開催の第54期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 内田裕子氏は、2025年9月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 当事業年度末日後における取締役の地位及び担当の主な変更は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 後	異 動 前	異動年月日
中 山 仁	建 設 本 部 長	建設本部長兼建設事業部長	2026年7月1日

2.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個々に締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

3.役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4.当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1)役員の報酬等の額の決定に関する方針

①当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。決定方針は当事業年度に、報酬委員会において方針案を審議・承認し、報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

②当該方針の内容の概要

決定方針の概要は以下の通りです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高めるインセンティブとなること、取締役と株主の価値共有に資することを目的に、金銭報酬としての基本報酬及び業績連動報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成します。

<基本報酬>

職務執行の対価として毎月固定額を支給する月次報酬とし、他社水準、取締役の職責・在任年数、従業員の給与水準、経済情勢、業績等を勘案して決定するものとします。

<業績連動報酬>

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、営業利益・当期純利益等を反映した金銭報酬とし、各事業年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、総額及び各取締役の配分を決定し、毎年、賞与として一定の時期に支給するものとします。

<譲渡制限付株式報酬>

当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして与えるとともに、株主との価値共有を促進することを目的として、取締役の職責、在任年数、貢献度等を勘案し、毎年一定の時期に株式を割当するものとします。なお、株式を割当した取締役について重大事故・不祥事等のコンプライアンス違反があった場合、当社はこれまで割当した株式を無償で取得することができるものとします。

<取締役の種類別の報酬割合>

取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行うこととします。

取締役会の委任を受けた代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等(基本報酬及び業績連動報酬の額、譲渡制限付株式報酬の割当株数)の内容を決定するものとします。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に取締役の報酬等に関する原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。また、各監査役の報酬額は、他社の水準等を考慮し、監査役の協議により決定しております。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に従うものであると判断しております。

(2)業績連動報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬のうち業績連動報酬等は、業績連動の指標を営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益等とし、更に株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、総額及び各取締役の配分を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、事業部門ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

選定した業績指標の当事業年度における内容として、当初の計画の営業利益は6億7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億7百万円、当事業年度における実績の営業利益は9億44百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5億25百万円であります。

(3)非金銭報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬のうち非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入しております。対象取締役に対する譲渡制限付株式を支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、本制度により割り当てる当社の普通株式の総数は年5万株以内とし、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

(4)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1993年9月28日開催の第22回定時株主総会で決議されており、決議の内容は「取締役報酬限度額は年額420百万円以内」、「監査役の報酬限度額は年額50百万円以内」であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名、監査役は2名であります。

また、上記の報酬とは別枠で、2024年9月27日開催の第53期定時株主総会において、対象取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は5万株を上限とすることと決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。

(5)取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長藤井研児が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の額の評価配分を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう報酬委員会の答申を受ける措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

(6)取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	138,412	123,461	—	14,950	10
(うち社外取締役)	(7,378)	(7,378)	—	—	(3)
監査役	16,829	16,829	—	—	3
(うち社外監査役)	(6,150)	(6,150)	—	—	(2)

- (注) 1. 支給人数及び支給額には、2025年9月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は、「3 会社役員に関する事項 4.当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しており、当事業年度における交付状況は、「2 会社の株式に関する事項 5.当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

5.社外役員に関する事項（2026年6月30日現在）

(1)社外役員の重要な兼職先と当社の関係

区分	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
社外取締役	平沼 義幸	—	—
	鴨下 香苗	Utops法律事務所	代表弁護士
社外監査役	苫米地 邦男	苫米地邦男税理士事務所	代表
	水上 亮比呂	水上亮比呂公認会計士事務所	代表

(注)社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	平 沼 義 幸	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、事業会社の監査役経験に基づき議案の審議に必要な意見表明と当社の経営課題について必要な発言を行っております。
	鴨 下 香 苗	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士経験に基づき議案の審議に必要な意見表明と当社の経営課題について必要な発言を行っております。
社外監査役	苫米地 邦 男	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査役会14回のうち13回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。
	水 上 亮比呂	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。

(3)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	果たすことが期待される役割	期待される役割に関して行った職務の概要
平 沼 義 幸	事業会社の監査役経験や業界団体の役員としての豊富な知見と経験に基づき、主に財務会計的な目線からリスク管理等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等について監督していただくことを期待	事業会社の監査役としての豊富な知見と経験に基づき、主にリスク管理等に関し経営陣に対して意見を述べるとともに、経営計画の進捗状況等について監督していただいた。
鴨 下 香 苗	弁護士としての企業法務に関する専門的な知見及び豊富な経験を活かし、独立した客観的な立場から当社の経営全般に対する監督を行うとともに、法令遵守、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの強化に向けた助言・提言を行うことを期待	弁護士としての企業法務に関する豊富な知見と経験に基づき、主に法令遵守、主にコンプライアンス及びリスク管理の観点から経営陣に対して意見を述べるとともに、重要な経営判断の妥当性及び適正性について監督していただいた。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人 F R I Q

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 37百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出などについて必要な検証を行った上で、当該金額について同意いたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人として相応しくない非行があり、会社の会計監査人であることにつき会社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか当該会計監査人であることによって会社の運営に支障があると判断されるときには、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「工藤建設行動規範」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③ 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、「社内通報規程」を制定する。
- ④ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「社内通報規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び職員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って適切に作成、保存又は廃棄される。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- ② 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。
- ④ 取締役会は、中期計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理する。
- ⑤ 取締役の指名及び報酬等の決定に関する客観性・透明性を確保することにより、実質的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社との取引について、取引条件の決定に関するガイドラインを策定し、このガイドラインに従って取引条件を決定する。
- ② 親会社との重要な取引については、親会社の役員との兼任役員は審議及び決議に参加しないこととし、この役員を除き社外取締役を含む取締役全員一致の承認を得る。
- ③ 当社の子会社に関する諸手続及び管理体制については、関連会社管理規程を定め、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社を指導・育成することにより当社との密接な関係を築き、もって総合的な事業の発展を図る体制をとる。
- ④ 当社の子会社に関する諸手続及び管理体制が適切になされているかは、当社の監査室にて、内部統制の一環として監査を行うことで、改善点等の洗い出しを行う。

(6) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求める資質について、取締役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ② 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒などについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8) 取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ② 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
- ③ 監査役会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- ④ 社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下の通り内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクを認識し対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役会の外、幹部社員との面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、監査役会において情報を共有しております。内部監査部門は、各事業部に赴き定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証して現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。

3.親会社等との間の取引に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	11,893,419
現金預金	4,821,313
受取手形	910
完成工事未収入金	5,552,345
不動産事業未収入金	7,893
介護事業未収入金	861,033
未成工事支出金	85,181
貯蔵品	55,291
短期貸付金	154,244
前払費用	347,571
立替金	23,108
その他	3,638
貸倒引当金	△19,111
固 定 資 産	9,993,399
有形固定資産	4,150,639
建物	735,851
構築物	46,135
車両運搬具	11,036
工具器具・備品	149,336
土地	2,961,613
リース資産	246,010
建設仮勘定	654
無形固定資産	668,606
ソフトウェア	56,739
ソフトウェア仮勘定	23,115
のれん	583,642
その他	5,108
投資その他の資産	5,174,153
投資有価証券	498,130
関係会社株式	3,300
長期貸付金	17,623
退職給付に係る資産	171,966
長期前払費用	28,081
破産更生債権等	1,965
差入保証金	3,960,962
繰延税金資産	10,464
繰延税金負債	488,303
貸倒引当金	△6,644
資 産 合 計	21,886,818

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	10,859,159
工事未払金	1,092,711
不動産事業未払金	34,505
短期借入金	5,950,000
1年以内返済予定長期借入金	952,336
リース債務	67,428
未払金	265,296
未払法人税等	253,776
未払費用	390,748
未成工事受入金	686,806
預り金	783,026
完成工事補償引当金	64,217
賞与引当金	162,325
転貸損失引当金	8,670
その他	147,310
固 定 負 債	5,107,889
長期借入金	2,219,211
リース債務	338,832
役員退職慰労引当金	53,380
預り保証金	2,245,153
長期預り金	2,959
資産除去債務	35,086
転貸損失引当金	163
退職給付に係る負債	17,512
繰延税金負債	71,049
その他	124,540
負 債 合 計	15,967,049
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	5,665,774
資本	867,500
資本剰余金	555,965
利益剰余金	4,395,984
自己株式	△153,675
その他の包括利益累計額	253,994
その他有価証券評価差額金	248,047
退職給付に係る調整累計額	5,947
純 資 産 合 計	5,919,769
負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,886,818

連結損益計算書 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	完	成	上	工	事	高	
	不	動	産	事	業	売	高
	介	護	事	業	売	上	高
						15,008,434	
						3,353,593	
						6,257,770	24,619,798
売	完	成	上	工	事	原	価
	不	動	産	事	業	売	上
	介	護	事	業	売	上	原
						12,695,356	
						2,343,143	
						5,799,051	20,837,551
売	完	成	上	工	事	総	利
	不	動	産	事	業	総	利
	介	護	事	業	総	利	益
						2,313,077	
						1,010,450	
						458,718	3,782,246
販	売	費	及	び	一	般	管
営	営	業	外	収	入	益	
							2,837,745
							944,501
営	受	取	利	息	配	当	金
	助	成	金	収			入
	為	替	差				益
	雑	収					入
						22,783	
						85,359	
						7,026	
						39,522	154,692
営	支	払	手	損	数		息
	支	雑	経	常	利	益	料
						174,829	
						9,790	
						23,142	207,761
							891,433
特	固	定	資	産	売	却	益
						127	127
特	固	定	資	産	除	却	損
	減	損	損			17,816	
						10,196	28,013
							863,546
税	金	等	調	整	前	当	期
法	人	税、	住	民	税	及	び
法	人	税	等	調	整	額	
						328,521	
						9,342	337,863
							525,683
							525,683

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	867,500	551,160	4,015,466	△163,651	5,270,475
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△145,165	－	△145,165
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	525,683	－	525,683
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△169	△169
自 己 株 式 の 処 分	－	4,804	－	10,146	14,950
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	4,804	380,517	9,976	395,298
当 期 末 残 高	867,500	555,965	4,395,984	△153,675	5,665,774

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額		
当 期 首 残 高	104,266	4,749	109,016	5,379,491
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△145,165
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	525,683
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△169
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	14,950
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	143,780	1,198	144,978	144,978
連結会計年度中の変動額合計	143,780	1,198	144,978	540,277
当 期 末 残 高	248,047	5,947	253,994	5,919,769

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社の数 2社

連結子会社名 株式会社日建企画

株式会社松下工商

2025年7月1日付で、当社は株式会社松下工商の株式を取得し、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない関連会社の数及び会社名

関連会社の数 1社

関連会社名 株式会社東洋リース

(2) 持分法を適用しない関連会社について、持分法を適用しない理由

持分法非適用の関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、
 売却原価は移動平均法により算定)
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法

②デリバティブ

デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法に基づく原価法

不動産事業支出金 個別法に基づく原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
 価切り下げの方法により算定)

貯蔵品 移動平均法に基づく原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
 価切り下げの方法により算定)

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。但し、1998年4月1日
 以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並び
 に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及
 び構築物については定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物・構築物 4～50年

工具器具・備品 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
 額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう
 ち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリ
 ース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法
 に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|------------|---|
| ①貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②完成工事補償引当金 | 完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に充てるため、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上しています。 |
| ③賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額を計上しております。 |
| ④役員退職慰労引当金 | 連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。 |
| ⑤転貸損失引当金 | 建物管理事業において、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

①完成工事高及び完成工事原価の計上基準

建設事業は、主に施主との工事契約に基づき、建築、土木に関する建設工事の施工を行う義務を負っています。

完成工事高の計上は、期間がごく短い工事を除き、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っており、一部の子会社においては毎月履行した業務の出来高に基づいて行っております。

なお、契約の初期段階等において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、期間がごく短い工事は、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②介護事業売上高の計上基準

介護事業では、介護施設の運営を行い、顧客との契約に基づき介護サービスの提供を行っております。

介護事業に関する売上高の計上については、入居金額の全額を合理的に算定した想定入居期間にわたって収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）における定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、連結貸借対照表の退職給付に係る資産に計上しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理の方法によっております。但し、金利スワップの特例処理の要件を充たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 変動金利借入金

ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動のリスクヘッジに利用することを基本としており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

③控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、効果の発現する見積期間を償却年数とし、定額法により償却しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高	12,522,605千円
(内、翌連結会計年度以降に完成する工事の完成工事高)	5,994,037千円)

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、期間がごく短い工事を除き、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

一定の期間にわたり収益を認識するにあたっては、完成工事高、完成工事原価及び期末日における工事進捗度を合理的に見積る必要がありますが、建設資材単価や労務単価等が、請負契約締結後に予想を超えて大幅に上昇する場合など、完成工事原価の見積りには不確実性を伴うため、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 追加情報に関する注記

(グループ組織再編に伴う吸収分割契約の締結)

当社は、2026年6月26日付「グループ組織再編に伴う会社分割及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」において公表したグループ組織再編に関して、2026年8月28日開催の取締役会において、吸収分割の方法により、2027年1月1日（予定）にフローレンスケア株式会社に承継させること（以下「本吸収分割」という。）とし、同社との間で吸収分割契約の締結を予定しております。

本吸収分割の効力発生については、2026年9月25日開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること、及び関係官庁から本吸収分割の実施に必要な承認が得られることを条件としております。

(1) 本吸収分割の目的

当社グループの事業は、建設部門及び介護部門に大別されます。建設部門においては、不動産事業及び土木事業を営む子会社の取得等により事業領域の拡大を進めてまいりました。また、介護部門においても、2003年12月の事業開始以降、介護施設の譲渡・譲受を通じて事業基盤の拡充を進めております。

本吸収分割は、事業特性、必要とされるノウハウ及び人材が大きく異なる建設事業と介護事業について、それぞれ独立した経営体制のもとで運営することにより、各事業における経営資源の適切な配分を進めるとともに、採算管理及び課題認識の明確化を図り、迅速かつ機動的な意思決定を実現することを目的とするものです。

本吸収分割後は、各事業における成長戦略の遂行を一層推進し、収益力の強化及び経営効率の向上を図ることで、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 本吸収分割の要旨

① 本吸収分割の日程

(1) 分割準備会社の設立	2026年7月1日
(2) 吸収分割契約承認取締役会	2026年8月28日（予定）
(3) 吸収分割契約締結	2026年8月28日（予定）
(4) 吸収分割契約承認株主総会	2026年9月25日（予定）
(5) 吸収分割の効力発生日	2027年1月1日（予定）

② 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社が100%出資する分割準備会社「フローレンスケア株式会社」を承継会社とする吸収分割であります。

③ 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、承継会社から当社に対し、株式の割当て交付を予定しております。

④ 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤ 本吸収分割により増減する資本金等

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、資産、債務、雇用契約その他の権利義務を別途個別に締結する吸収分割契約書に定める範囲において当社から承継します。なお、当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

⑦ 債務の履行の見込み

当社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本吸収分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題がないと判断しております。

(3) 本吸収分割の当事会社の概要

① 分割会社（当社）

(1)	商号	工藤建設株式会社	
(2)	所在地	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 研児	
(4)	事業内容	建設事業、不動産事業、介護事業	
(5)	資本金	867百万円	
(6)	設立年月日	1971年7月	
(7)	発行済株式数	1,331,220株	
(8)	決算期	6月	
(9)	大株主及び持株比率	株式会社トップ	45.26%
		武笠 清一郎	4.42%
		株式会社MOMOコーポレーション	3.18%
		株式会社横浜銀行	3.13%
		工藤 英司	2.85%
		工藤建設従業員持株会	2.83%
		工藤 桂	2.69%
		川本工業株式会社	1.44%
		株式会社吉永商店	1.30%
		戸田建商株式会社	1.02%

(10) 直前連結会計年度の経営成績及び財政状態（2026年6月期）	
純資産	5,919百万円
総資産	21,886百万円
1株当たり純資産	4,749.94円
売上高	24,619百万円
営業利益	944百万円
経常利益	891百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	525百万円
1株当たり当期純利益	422.39円

② 承継会社（分割準備会社）

(1) 商号	フローレンスケア株式会社
(2) 所在地	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤井 研児
(4) 事業内容	介護事業
(5) 資本金	1百万円
(6) 設立年月日	2026年7月1日
(7) 発行済株式数	20株
(8) 決算期	6月
(9) 大株主及び持株比率	工藤建設株式会社 100%

※承継会社におきましては、確定した事業年度が存在しないため、直前事業年度の財政状態及び経営成績は記載しておりません。

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

介護事業

② 分割する部門の経営成績（2026年6月期実績）

	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の 売上高(b)	比率 (a/b)
売上高	6,257百万円	23,114百万円	27.07%

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（2026年6月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,843百万円	流動負債	486百万円
固定資産	2,390百万円	固定負債	1,929百万円
合計	4,233百万円	合計	2,416百万円

(注) 2026年6月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日の前日までの増減を加除した数値になります。

(5) 本吸収分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1) 商号	工藤建設株式会社	フローレンスケア株式会社
(2) 所在地	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目 33番地10	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目 33番地10
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 研児	代表取締役 藤井 研児（予定）
(4) 事業内容	建設事業、不動産事業	介護事業
(5) 資本金	867百万円	30百万円
(6) 決算期	6月	6月

(6) 業績に与える影響

本吸収分割は、当社の100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、当社の業績に与える影響は軽微であります。

(7) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む。) 2,760,019千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①金融機関借入金につき担保に供している資産

現金預金	220,000千円
建物	608,594千円
土地	2,141,279千円
投資有価証券	400,207千円
計	3,370,080千円

上記に対応する債務

短期借入金	950,000千円
1年以内返済予定長期借入金	868,309千円
長期借入金	2,112,388千円
計	3,930,697千円

②土地賃貸契約に係る保証金の返還請求権につき担保に供している資産

土地	215,087千円
----	-----------

上記に対応する債務

預り保証金	135,640千円
-------	-----------

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	2,400,000千円
借入実行残高	1,950,000千円
差引残高	450,000千円

(4) 財務制限条項

①当社グループは、株式会社横浜銀行と2026年6月15日付で、返済期限を2027年6月15日とする当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末現在700,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約は終了することとなります。

（i）決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。

（ii）決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

②当社グループは、株式会社横浜銀行と2021年3月31日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在124,961千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

③当社グループは、株式会社横浜銀行と2021年9月30日付で、返済期限を2026年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在22,500千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

(i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

④当社グループは、株式会社横浜銀行と2022年9月30日付で、返済期限を2027年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在150,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

(i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑤当社グループは、株式会社横浜銀行と2023年9月19日付で、返済期限を2028年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在270,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

(i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2022年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑥当社グループは、株式会社横浜銀行と2024年7月1日付で、返済期限を2029年6月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在292,300千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

(i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑦当社グループは、株式会社横浜銀行と2024年9月19日付で、返済期限を2029年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在390,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑧当社グループは、株式会社横浜銀行と2025年7月1日付で、返済期限を2032年6月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在599,992千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑨当社グループは、株式会社横浜銀行と2025年8月19日付で、返済期限を2030年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在510,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑩当社グループは、株式会社三菱UFJ銀行と2026年2月3日付で、返済期限を2027年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当連結会計年度末現在250,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

（1）本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。）の翌月以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日（翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（当該日を含む。）までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日（当該日を含む。）から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日（当該日を含む。）までの期間につき、以下のとおり変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」＝原契約の「利率」＋0.5%

（2）借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。

（i）2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

⑪当社グループは、株式会社りそな銀行と2025年12月23日付で、返済期限を2026年12月30日とする相対型コミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末現在300,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社りそな銀行の当社に対する通知により、当社は株式会社りそな銀行に対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払い、かつ、本契約は終了することとなります。

（i）本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(ii) 本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

⑫当社グループは、日本生命保険相互会社と2025年3月28日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在58,500千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、日本生命保険相互会社の当社に対する請求により本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済することになります。

（i）2025年6月期以降の各年度の決算期における連結もしくは単体の損益計算書に示される経常損益が、損失となったとき。

（ii）2025年6月末またはそれ以降の各年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、2024年6月末または各前年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額のそれぞれ75%に相当する金額のいずれか高い方を下回ったとき。

⑬当社グループは、日本生命保険相互会社と2025年12月24日付で、返済期限を2028年12月24日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末現在83,400千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、日本生命保険相互会社の当社に対する請求により本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済することになります。

（i）2026年6月期以降の各年度の決算期における連結もしくは単体の損益計算書に示される経常損益が、損失となったとき。

（ii）2026年6月末またはそれ以降の各年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、2025年6月末または各前年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額のそれぞれ75%に相当する金額のいずれか高い方を下回ったとき。

- (5) 完成工事未収入金及びその他流動資産、その他流動負債のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の金額は、「連結注記表12. 収益認識に関する注記（3）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

8. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち顧客との契約から生じる収益の額

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表12. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
神奈川県川崎市	介護事業施設	工具器具・備品	350
神奈川県横浜市	介護事業施設	工具器具・備品、ソフトウェア等	3,842
東京都調布市	介護事業施設	構築物、工具器具・備品等	6,003

当社グループは減損損失を認識した事業用資産についてはそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングしております。

神奈川県川崎市、横浜市及び東京都調布市の介護事業資産は、収益性の低下に伴い、介護事業資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物付属設備172千円、構築物4,368千円、工具器具・備品4,293千円、ソフトウェア1,074千円、電話加入権288千円であります。

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零としております。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

区分	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式	1,331	—	—	1,331
自己株式	90	0	5	84

(注) 1. 株式の種類は、全て普通株式であります。

2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2025年9月26日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

配当金の総額	145,165千円
1株当たり配当額	117.00円
基準日	2025年6月30日
効力発生日	2025年9月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額	158,278千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	127.00円
基準日	2026年6月30日
効力発生日	2026年9月28日

(注) 2026年9月25日開催予定の定時株主総会において、議案として付議する予定であります。

(3) 新株予約権の目的となる株式数

該当事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また、運転資金のために必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金、介護事業未収入金等及びその他金銭債権である貸付金、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する社内規程に基づき、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で27年後であります。このうち一部については、変動金利であり金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を実施して支払金利の固定化を実施しております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係わる資金調達であります。流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。預り保証金は、賃貸契約の保証金として預かったものであり、入居者ごとに残高を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。

なお市場価格のない株式等は次表に含めておりません（(注) 参照）。

また、「現金預金」、「完成工事未収入金」、「介護事業未収入金」、「短期貸付金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」、「預り金」及び「未払法人税等」については、現金であること、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券	467,320	467,248	△72
② 差入保証金	3,960,962	2,955,146	△1,005,815
資産計	4,428,282	3,422,394	△1,005,887
③ 長期借入金（※1）	3,171,548	3,168,409	△3,138
④ リース債務（※1）	406,261	637,146	230,884
⑤ 預り保証金（※2）	680,673	670,592	△10,081
負債計	4,258,483	4,476,148	217,664

(※1) 長期借入金、リース債務には1年以内返済予定の長期借入金、リース債務も含まれております。

(※2) 預り保証金のうち、1,564,479千円は、金融商品に該当しないため、預り保証金には含めておりません。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	30,809

これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「① 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	455,320	－	－	455,320
資産計	455,320	－	－	455,320

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債他	11,927	－	－	11,927
差入保証金	－	2,955,146	－	2,955,146
資産計	11,927	2,955,146	－	2,967,074
長期借入金	－	3,168,409	－	3,168,409
リース債務	－	637,146	－	637,146
預り保証金	－	670,592	－	670,592
負債計	－	4,476,148	－	4,476,148

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

回収可能性を反映した元金の受取見込額を国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、元金金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元金金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では、神奈川県その他にて賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は39,659千円（賃貸収益68,673千円は不動産事業等売上高、賃貸費用29,013千円は不動産事業等売上原価に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次の通りであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
2,016,649	2,549,162

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、土地については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であり、建物である償却性資産は帳簿価額であります。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	建設事業	不動産販売事業	介護事業	
売上高				
一時点で移転される財	1,733,917	655,580	225,967	2,615,465
一定の期間にわたり移転される財	13,274,517	649,871	6,025,802	19,950,191
顧客との契約から生じる収益	15,008,434	1,305,452	6,251,770	22,565,657
その他の収益	—	2,048,141	6,000	2,054,141
合計	15,008,434	3,353,593	6,257,770	24,619,798

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,967,964	1,654,111
契約資産	2,293,299	4,765,616
契約負債	1,926,179	2,277,424

契約資産は、工事契約に基づく建設事業において充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、工事契約に基づく建設事業において、契約条件により受領した前受金等について、履行義務が未充足の部分に係るもの及び介護事業における顧客との契約において、顧客から受領した入居金額にかかるものであります。契約負債は、収益の認識によって取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は883,281千円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務に対して認識した収益はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足の履行義務に配分された取引価格の総額は16,719,264千円であります。当該履行義務は、工事契約に基づく建設事業に関するもの及び、介護事業における顧客との契約において、顧客から受領した入居金額に関するものであり、期末日後1年から4年の間に収益として認識されると見込んでおります。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

4,749円94銭

(2) 1株当たり当期純利益

422円39銭

貸借対照表 (2026年6月30日現在)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	10,832,213
現金預金	3,855,299
受取手形	910
完成工事未収入金	5,454,803
不動産事業未収入金	19,280
介護事業未収入金	861,033
未成工事支出金	83,705
貯蔵品	49,583
短期貸付金	154,244
前払費用	345,787
立替金	23,019
その他の貸倒引当金	3,657
	△19,111
固 定 資 産	9,792,636
有形固定資産	3,198,736
建物・構築物	667,800
車両運搬具	866
工具器具・備品	126,427
土地	2,156,976
建設仮勘定	654
リース資産	246,010
無形固定資産	84,913
ソフトウェア	56,739
その他の投資その他の資産	28,173
投資その他の資産	6,508,986
投資有価証券	496,130
子会社株式	1,686,150
関係会社株式	3,300
長期貸付金	17,623
前払年金費用	163,320
長期前払費用	27,148
破産更生債権等	1,965
差入保証金	3,949,316
その他の貸倒引当金	170,676
	△6,644
資 産 合 計	20,624,849

(単位：千円)

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	10,545,751
工事未払金	1,029,670
不動産事業未払金	30,863
短期借入金	5,950,000
1年以内返済予定長期借入金	920,776
リース債務	67,428
未払金	255,261
未払法人税等	146,477
未払費用	375,780
未成工事受入金	686,806
預り金	737,653
完成工事補償引当金	64,217
賞与引当金	149,163
転貸損失引当金	8,670
その他の負債	122,980
固 定 負 債	4,520,701
長期借入金	1,935,993
リース債務	338,832
預り保証金	2,187,235
長期預り金	2,959
資産除去債務	32,167
転貸損失引当金	163
繰延税金負債	23,035
その他の負債	315
負 債 合 計	15,066,452
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	5,310,350
資 本 金	867,500
資 本 剰 余 金	555,965
資本準備金	549,500
その他の資本剰余金	6,465
利 益 剰 余 金	4,040,559
利益準備金	149,062
その他の利益剰余金	3,891,497
繰越利益剰余金	3,891,497
自 己 株 式	△153,675
評価・換算差額等	248,047
その他有価証券評価差額金	248,047
純 資 産 合 計	5,558,397
負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,624,849

損益計算書

(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売	上	高						
完	成	工	事	高			14,153,884	
不	動	産	業	等	売	上	2,703,169	
介	護	事	業	売	上	高	6,257,770	23,114,823
売	上	原	価					
完	成	工	事	原	価		12,138,633	
不	動	産	業	等	売	上	2,203,973	
介	護	事	業	売	上	原	5,799,051	20,141,659
売	上	総	利	益				
完	成	工	事	総	利	益	2,015,250	
不	動	産	業	等	総	利	499,195	
介	護	事	業	総	利	益	458,718	2,973,164
販	売	費	及	び	一	般		2,208,072
営	業	外	利	益				765,092
営	業	外	収	入				
受	取	利	息	配	当	金	30,751	
助	成	金	収			入	85,359	
雑		収					32,851	148,962
営	業	外	費	用				
支	払	利		息			169,607	
支	払	手	数	料			9,790	
雑		損		失			23,142	202,539
経	常	利	益					711,514
特	別	利	益					
特	定	資	産	売	却	益	127	127
特	定	資	産	除	却	損	17,816	
固	定	資	産	除	却	損	10,196	28,013
減	損							
引	前	当	期	純	利	益		683,628
法	人	税、	住	民	税	及	188,470	
法	人	税	等	調	整	額	41,423	229,894
当	期	純	利	益				453,734

株主資本等変動計算書 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当 期 首 残 高	867,500	549,500	1,660	149,062	3,582,929	3,731,991	△163,651	4,987,000	104,266	5,091,267
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	△145,165	△145,165	－	△145,165	－	△145,165
当期純利益	－	－	－	－	453,734	453,734	－	453,734	－	453,734
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△169	△169	－	△169
自己株式の処分	－	－	4,804	－	－	－	10,146	14,950	－	14,950
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額（附属）	－	－	－	－	－	－	－	－	143,780	143,780
事業年度中の変動額合計	－	－	4,804	－	308,568	308,568	9,976	323,349	143,780	467,129
当 期 末 残 高	867,500	549,500	6,465	149,062	3,891,497	4,040,559	△153,675	5,310,350	248,047	5,558,397

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法に基づく原価法
不動産事業支出金	個別法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
貯蔵品	移動平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）	定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次の通りであります。 建物・構築物 6～50年 工具器具・備品 2～20年
②無形固定資産（リース資産を除く）	定額法
③リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
④長期前払費用	定額法

(5) 引当金の計上基準

- | | |
|------------|---|
| ①貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②完成工事補償引当金 | 完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に充てるため、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上しています。 |
| ③賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額を計上しております。 |
| ④退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 |

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）における定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

- | | |
|----------|---|
| ⑤転貸損失引当金 | 建物管理事業において、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。 |
|----------|---|

(6) 収益及び費用の計上基準

①完成工事高及び完成工事原価の計上基準

建設事業は、主に施主との工事契約に基づき、建築、土木に関する建設工事の施工を行う義務を負っています。

完成工事高の計上は、期間がごく短い工事を除き、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約の初期段階等において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、期間がごく短い工事は、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②介護事業売上高の計上基準

介護事業では、介護施設の運営を行い、顧客との契約に基づき介護サービスの提供を行っております。

介護事業に関する売上高の計上については、入居金額の全額を合理的に算定した想定入居期間にわたって収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理の方法によっております。但し、金利スワップの特例処理の要件を充たす金利スワップにつきましても、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 変動金利借入金

ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動のリスクヘッジに利用することを基本としており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高	12,522,605千円
(内、翌事業年度以降に完成する工事の完成工事高	5,994,037千円)

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、期間がごく短い工事を除き、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

一定の期間にわたり収益を認識するにあたっては、完成工事高、完成工事原価及び期末日における工事進捗度を合理的に見積る必要がありますが、建設資材単価や労務単価等が、請負契約締結後に予想を超えて大幅に上昇する場合など、完成工事原価の見積りには不確実性を伴うため、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 追加情報に関する注記

連結注記表「6. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。） 2,575,918千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	12,968千円
長期金銭債権	400千円
短期金銭債務	2,743千円
長期金銭債務	8,895千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①金融機関借入金につき担保に供している資産

現金預金	220,000千円
建物	507,990千円
土地	1,846,985千円
投資有価証券	400,207千円
計	2,975,183千円

上記に対応する債務

短期借入金	950,000千円
1年以内返済予定長期借入金	854,376千円
長期借入金	1,860,493千円
計	3,664,869千円

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ②土地賃貸契約に係る保証金の返還請求権につき担保に供している資産 | |
| 土地 | 124,990千円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 預り保証金 | 74,140千円 |
- (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約
 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
 これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。
- | | |
|----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額 | 2,400,000千円 |
| 借入実行残高 | 1,950,000千円 |
| 差引残高 | 450,000千円 |
- (5) 財務制限条項
- ①当社は、株式会社横浜銀行と2026年6月15日付で、返済期限を2027年6月15日とする当座貸越契約を締結しており、当事業年度末現在700,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約は終了することとなります。
- （i）決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。
- （ii）決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ②当社は、株式会社横浜銀行と2021年3月31日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在124,961千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。
- （i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- （ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。
- ③当社は、株式会社横浜銀行と2021年9月30日付で、返済期限を2026年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在22,500千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財

務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

④当社は、株式会社横浜銀行と2022年9月30日付で、返済期限を2027年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在150,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑤当社は、株式会社横浜銀行と2023年9月19日付で、返済期限を2028年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在270,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2022年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑥当社は、株式会社横浜銀行と2024年7月1日付で、返済期限を2029年6月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在292,300千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

いこと。

⑦当社は、株式会社横浜銀行と2024年9月19日付で、返済期限を2029年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在390,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑧当社は、株式会社横浜銀行と2025年7月1日付で、返済期限を2032年6月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在599,992千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑨当社は、株式会社横浜銀行と2025年8月19日付で、返済期限を2030年9月30日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在510,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率（年率）に変更されることとなります。

（i）単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（ii）単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

⑩当社は、株式会社三菱UFJ銀行と2026年2月3日付で、返済期限を2027年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当事業年度末現在250,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合は、個別貸付の新規実行が停止されます。

(1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。）の翌月以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日（翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（当該日を含む。）までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日）（当該日を含む。）から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日（当該日を含む。）までの期間につき、以下のとおり変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」＝原契約の「利率」＋0.5%

(2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。

(i) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

⑪当社は、株式会社りそな銀行と2025年12月23日付で、返済期限を2026年12月30日とする相対型コミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末現在300,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(ii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、株式会社りそな銀行の当社に対する通知により、当社は株式会社りそな銀行に対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払い、かつ、本契約は終了することとなります。

(i) 本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(ii) 本契約締結日以降の決算期（第二四半期を含まない）の末日における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

⑫当社は、日本生命保険相互会社と2025年3月28日付で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在58,500千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(ii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、日本生命保険相互会

社の当社に対する請求により本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済することになります。

(i) 2025年6月期以降の各年度の決算期における連結もしくは単体の損益計算書に示される経常損益が、損失となったとき。

(ii) 2025年6月末またはそれ以降の各年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、2024年6月末または各前年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額のそれぞれ75%に相当する金額のいずれか高い方を下回ったとき。

⑬当社は、日本生命保険相互会社と2025年12月24日付で、返済期限を2028年12月24日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在83,400千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(ii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、日本生命保険相互会社の当社に対する請求により本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済することになります。

(i) 2026年6月期以降の各年度の決算期における連結もしくは単体の損益計算書に示される経常損益が、損失となったとき。

(ii) 2026年6月末またはそれ以降の各年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、2025年6月末または各前年度の決算期末日における連結もしくは単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額のそれぞれ75%に相当する金額のいずれか高い方を下回ったとき。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高	37,549千円
売上原価	37,679千円
配当金の支払	65,180千円
営業取引以外の取引による取引高	13,526千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
神奈川県川崎市	介護事業施設	工具器具・備品	350
神奈川県横浜市	介護事業施設	工具器具・備品、ソフトウェア等	3,842
東京都調布市	介護事業施設	構築物、工具器具・備品等	6,003

当社は減損損失を認識した事業用資産についてはそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングしております。

神奈川県川崎市、横浜市及び東京都調布市の介護事業資産は、収益性の低下に伴い、介護事業資産の帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物附属設備172千円、構築物4,368千円、工具器具・備品4,293千円、ソフトウェア1,074千円、電話加入権288千円であります。

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零としております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式

84,936株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

完成工事補償引当金	20,042千円
賞与引当金	46,554千円
未払事業税	14,010千円
減価償却費	20,611千円
投資有価証券評価損	8,189千円
貸倒引当金	8,038千円
固定資産減損損失	39,975千円
資産除去債務	10,039千円
転貸損失引当金	2,756千円
株式報酬費用	6,975千円
その他	34,197千円
繰延税金資産小計	211,391千円
評価性引当額	△67,572千円
繰延税金資産合計	143,819千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△112,538千円
前払年金費用	△50,972千円
資産除去債務に対応する費用	△3,343千円
繰延税金負債合計	△166,854千円
繰延税金負債の純額	△23,035千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として施設サービス事業における事業所建物であります。

②リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に関する注記（4）固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
建物・構築物	1,658,381	787,731	870,650
計	1,658,381	787,731	870,650

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	35,307千円
1年超	1,178,711千円
計	1,214,019千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	90,600千円
減価償却費相当額	41,459千円
支払利息相当額	56,881千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額	4,459円98銭
（2）1株当たり当期純利益	364円58銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 山本 毅
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 笠原 寿敦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田中 康毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、工藤建設株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、工藤建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 山本 毅
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 笠原 寿敦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田中 康毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、工藤建設株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人監査法人 F R I Q の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人監査法人 F R I Q の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月28日

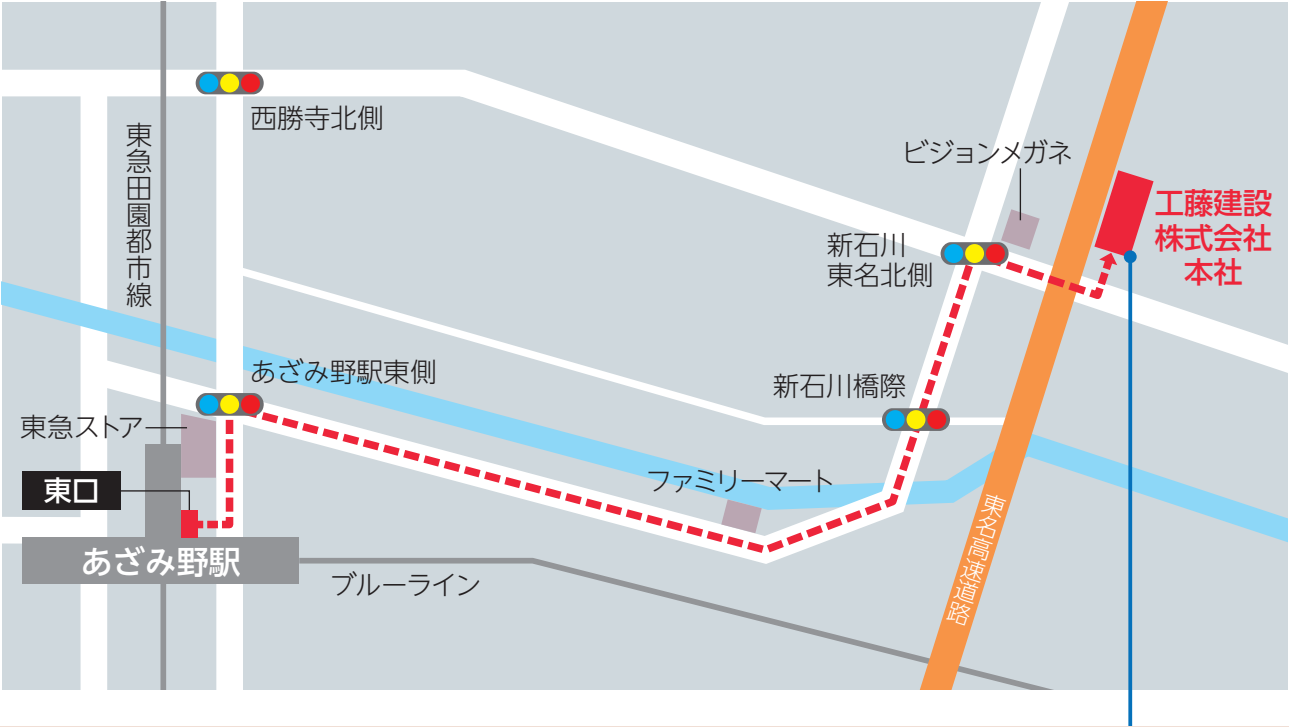
工藤建設株式会社 監査役会

常勤監査役	庄 司 盛 弘	㊞
監 査 役	苫米地 邦 男	㊞
監 査 役	水 上 亮比呂	㊞

(注) 監査役苫米地邦男及び水上亮比呂は、会社法第2条第16号、第335条第3項に規定する社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

神奈川県横浜市青葉区新石川
四丁目33番地10
工藤建設株式会社 本社



日時

2026年9月25日 (金曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時15分)

交通

東急田園都市線・横浜市営地下鉄ブルーライン
「あざみ野」駅下車 東口から徒歩約12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。